

住民が主人公の市政をめざす

日本共産党綾部市会議員団ニュース

日本共産党綾部市会議員団

綾部市議会内 42-3280 内線208

No. 358 '20年12月2日

2021年度予算へ 「コロナ危機から、命と暮らしを守る」など“申し入れ”

コロナ感染「第3波」といわれているなか、日本共産党綾部市議団（搦頭久美子団長、4人）は、11月26日に「新年度予算への要求書」を提出しました。

「申し入れ」は新型コロナウイルス感染症対策や防災対策強化、地域経済振興、福祉保健・教育子育てなど8分野105項目です。

申入には、山崎清吾副市長が応対。「コロナ感染第3波」対策では「庁内あげて緊急対策を」「相談にはワンストップ体制が必要」「地元地域経済にも影響があり事業者の実態に即して対応をしたい」など述べました。



2021年度綾部市予算に対する申し入れ

1. 新型コロナ危機から、命と暮らしを守る対策を

- ①PCR検査等、感染の実態が把握できる検査体制を整備すること。検査費用は国に財政措置を求めること。
- ②医療機関、介護施設、福祉施設、学校・保育園・子ども園等、集団感染のリスクの高い施設等は「社会的検査」として希望時にPCR検査を実施すること。
- ③感染症対策の拠点として専門業務を担う保健所機能と職員体制の強化を求めること。
- ④軽症者の受け入れ施設を近隣にもうけるよう府に求めること。
- ⑤新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を想定し、検査と一体の発熱外来を充実すること。また症状のある市民の相談・受診先を周知徹底すること。
- ⑥コロナ禍でのインフルエンザワクチン接種は無償とすること。
- ⑦医療機関・介護施設等への減収を補填する財政支援を国に求めること。
- ⑧地域医療構想による病院の統廃合・病床削減の中止を国・府に求めること。
- ⑨介護事業所の減収を利用者負担とせず国に負担を求めること。また市の独自補助の実施をすること。
- ⑩マスク等の衛生材料について、医療機関や福祉施設等への安定供給と備蓄を確保すること。
- ⑪感染者や関係者、医療・介護施設等への偏見や差別を防ぐ取り組みを行うこと。
- ⑫3密を防ぐ点からも20人程度学級を実現すること。
- ⑬学童保育の3密を防ぐ手立てをとること。
- ⑭新型コロナによる児童・生徒のストレスや不安を察知し、相談体制をとること。
- ⑮市役所は、相談しやすい工夫と案内、ワンストップサービスに努めること。
- ⑯雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金など、必要な人に継続・拡大するよう求めること。
- ⑰避難所の感染症対策をすすめること。

2. 防災対策の抜本的な強化を

- ①近年の異常気象により連続する災害が予測されることから、総合的な防災・減災対策を強化すること。
- ②災害の長期化も想定して避難所の総点検を行い、安全対策・環境改善等を行うこと。
- ③豪雨等による河川の氾濫や土砂災害を防ぐため河床掘削等を進めること。そのために関係機関と連携した対策を行うこと。合わせて土木関係の技術職員の増員をすること。
- ④通信・電力事業者等からの災害・被害・復旧にむけた情報収集及び市民への情報提供・周知をもれなく行うこと。特に災害弱者への情報伝達に万全を期すこと。
- ⑤消防指令センター共同化における協議会の情報公開と、消防力の強化に努めること。

- ⑥消防署の職員増員と西部分遣所の設置を行うこと。
- ⑦集中豪雨に対応できる都市下水道の整備を行うこと。
- ⑧下水道第一浄水場近くの、内水による逆流対策を早急に行うこと。
- ⑨すべての原発の廃炉を、国・府に求めること。
- ⑩原子力防災計画は市内全域を対象とし、市民をあらゆる被ばくから守るため実効性ある避難計画とすること。また、府道1号線拡幅整備等、う回路の確保をすること。
- ⑪希望する市民に対して安定ヨウ素剤の事前配布を行うこと。特に子どもには迅速な対応が必要であり、各施設でそれぞれ保管・管理すること。

3. 「蚕都あやべ」で培われた高い技術力を生かし、産業の活性化を

- ①地域経済活性化のため地域経済振興基本条例を制定し、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地元資源を生かした産業の創出と循環型経済を構築すること。
- ②北部産業創造センターや大学等との協力で、綾部の「ものづくり」を支援し、共同開発・共同受注ができるよう異業種協力を支援すること。
- ③小規模事業者の悉皆調査を行い、経営実態の把握を行うこと。
- ④市内事業所に対して、正規雇用化、雇用継続、新規雇用確保をすすめるため、雇用助成金制度や奨励金制度を創設すること。
- ⑤中小事業者への融資や相談窓口の開設、利子補給や保証料の免除などの特別支援を講じること。
- ⑥中小事業者の後継者不足による事業継承問題について、商工会議所や金融機関等との連携で対策をすること。
- ⑦工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設すること。
- ⑧公契約条例の制定や住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑨農産物価格と農業所得を下支えする価格補償制度を国・府に求めること。コメについては「戸別所得補償」を復活するよう国へ強力に求めること。
- ⑩地域のタネから育てられた農産物を地域で活用推進するため、ローカルフードとして認証するローカルフード育成支援条例を制定すること。
- ⑪優良な種子生産と農家への安定供給のため、府に「種子条例」制定を求めること。
- ⑫コメ、京野菜、茶、栗など特産品の振興策をさらに強化すること。
- ⑬中小農家や新規就農者への機械・施設のリース事業などを支援し、農業の後継者対策を強化すること。
- ⑭林業振興を推進し、持続可能な森林経営に取り組むこと。災害対策・環境保全の点からも、間伐など適正な森林管理を強化すること。
- ⑮有害鳥獣の生態や個体数調査を実施し、有害鳥獣被害防止対策の一層の強化を図ること。
また、クマの出没が増えるなか、対策を強化し、市民の不安解消をはかること。
- ⑯国連「家族農業の10年」に呼応し、家族農業・小規模農業・兼業農家などを守り、農村集落を維持すること。
- ⑰多様な家族経営や集落営農を支えるため各種補助金の対象を緩和すること。

⑱地球温暖化につながるパーム油発電や天然ガス(LNG)発電は行わず、太陽光、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーへの転換で地域おこしをはかること。

4. 暮らし応援と人にやさしい「福祉のまち」づくりへ

- ①格差と貧困が進む中、市民の生活実態調査を実施すること。
- ②市役所の窓口は市民誰もが相談しやすくワンストップでサポートできるよう工夫すること。
- ③国民健康保険(国保)の都道府県化により今後、保険料の大幅上昇が予測される。加入者が支払い可能な保険料になるよう措置すること。
- ④国保の「均等割」は子育て支援からも免除をすること。
- ⑤子どもの医療費助成制度は高校卒業まで入院・通院とも無料で拡充すること。
- ⑥健診の受診率向上を図ること。
- ⑦後期高齢者医療制度の窓口負担引き上げに反対すること。また70～74歳の窓口負担を1割に引き下げるよう国に求めること。
- ⑧医師・看護師等、医療従事者の確保に努めること。
- ⑨「マクロ経済スライド」を廃止し、安心できる年金制度を求めること。
- ⑩次期介護保険制度の策定では、保険料やサービス等の負担増・給付削減をしないこと。また国・府へ負担軽減を申し入れること。
- ⑪住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる「地域包括ケア」をすすめること。
- ⑫市内介護事業所の実態調査を実施するとともに、深刻な介護職員不足の解消のため市の援助を強めること。
- ⑬地域包括支援センターの増設をすること。
- ⑭地域支援事業(総合事業の緩和型サービスをやめ、総合事業導入以前のサービス水準にもどすこと。
- ⑮東部・西部地域に「清山荘」のような施設(高齢者が集えるようなセンター)を建設すること。
- ⑯「介護者激励金」の復活と介護者支援をすすめること。
- ⑰障がい者福祉の充実と、65歳以上の介護保険優先原則を廃止するよう求めること。
- ⑱障がい者福祉医療費助成対象を身体障害3級までとすること。
- ⑲中等度(41デシベル以上)の難聴者の補聴器購入への公的助成を創設すること。
- ⑳幼児教育・保育の無償化について、3～5歳児は副食費を含めた無償化に取り組むこと。
0～2歳児は、第3子以降の無償化の所得制限をなくすとともに、全員を対象に保育料の軽減に取り組むこと。
- ㉑こども園・保育園について、誰もが希望園に入れるようにすること。
- ㉒保育士確保と処遇改善に努めること。

5. 住みよいまちづくりをめざすこと

- ①地球温暖化対策からも「気候非常事態宣言」を宣言すること。
- ②「北部連携都市構想」や「定住自立圏構想」、「公共施設の統廃合」など、自治体の持続可能性を壊すやり方はやめ、市内12地区すべての市民生活と地域経済の振興に努めること。
- ③公共施設マネジメントは関係者と十分な協議を行い方向を決めること。
- ④老朽化した市営住宅の解体などは、まちづくりについて住民の希望をよく聞き、再生計画を策定すること。
- ⑤市道改良などの年次的な整備計画をつくり、住民に知らせること。
- ⑥「2項道路」について広報し、「道路敷」となる私有地の固定資産税は免除を行うこと。
- ⑦あやバスの路線延長や新たな公共交通のありかたについて検討し方向性を示すこと。
- ⑧高齢者の自動車運転について、身体機能の変化に応じた支援策を講じること。
- ⑨下水道の今後の事業実施のために国・府の財政支援を強力に求めること。また上水道・下水道事業の「広域化」や「運営権の民営化」については実施しないこと。
- ⑩水道料・下水道使用料の値上げをしないこと。

6. 子どもたちが輝き、いきいきと育つ学校教育を

- ①憲法と子どもの権利条約を生かし、教育の自由と自主性を保障すること。
- ②「貧困と格差」が教育に影響しないように、関係機関が連携し対策を

- 取ること。
- ③20人程度学級を実現すること。
- ④子どもたちが必要を感じた時、適時に支援を受けられるよう、学校への相談員等の配置を拡充すること。
- ⑤不登校の児童・生徒を支援する適応指導教室(やすらぎルーム)への通学支援を実施するとともに、感染症拡大防止対策の視点も含め十分な広さを確保できるよう施設の拡充を検討すること。
- ⑥教職員の多忙化をなくすため、正規教職員を増やすことを国・府に強く求めること。
- ⑦すべての学校に図書館司書の配置を行うこと。
- ⑧給食費、副教材費など学校の保護者負担の軽減に努めること。
- ⑨給食パンの原材料は、国産小麦を使用するよう京都府学校給食会へ強く要望するとともに、米飯給食および地産地消のさらなる推進を図ること。
- ⑩競争教育に拍車をかける「全国学力テスト」の廃止を求めるとともにテスト結果は公開しないこと。
- ⑪すべての特別教室、体育館に空調設備を設置すること。
- ⑫学校は地域の拠点であり、洋式トイレの増設、バリアフリー化を急ぐこと。また避難所としての機能を確保すること。
- ⑬通学路の安全対策を強化すること。
- ⑭スポーツや社会教育等に関わる施設の整備を進め、安価な施設利用料とすること。
- ⑮世界連邦都市宣言第1号市として、特に戦争や被爆体験を伝えるなど平和学習を進めること。

7. 情報提供と公開を原則にした公平・公正な市政運営を

- ①情報公開は行政運営の基本であり、政策意思決定まで明らかにすること。
- ②パブリックコメントの実施を広く知らせること。また「広聴」の機会を増やすこと。
- ③ジェンダー平等社会をめざし、あらゆる場面で男女平等を進めること。
- ④同和行政や同和教育はキツパリと終結させること。「部落差別解消推進法」は再び「実態調査や啓発・教育」を押しつけるものであり、それらを実施しないこと。
- ⑤マイナンバー制度の廃止を国に求めること。市としてセキュリティ確保に万全を期すとともに、市民にマイナンバーの強制をしないこと。
- ⑥旧市民センター跡地等、市有地の活用については市民の意見を聞くこと。
- ⑦会計年度任用職員を正規職員の置き換えにしないこと。

8. 世界連邦都市宣言第一号の綾部市にふさわしく平和と憲法を守ること

- ①安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を政府に求めること。
- ②特定秘密保護法撤廃を求めること。
- ③自衛官募集について法的根拠のない名簿提出はしないこと。
- ④京丹後市のXバンドレーダー基地の撤去を求めること。また、福知山陸上自衛隊での米軍人・軍属の射撃訓練による共同使用はただちに中止を求めること。
- ⑤核兵器禁止条約の批准国が50か国に達し、2021年1月に条約の発効が決まっている。被爆国日本が早期に批准するよう求めること。また綾部市として「非核都市宣言」を行うこと。

以上